

高山市議会広報広聴委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高山市議会基本条例（平成22年高山市条例第27号）第6条第6項の規定に基づき、広報広聴委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市民の多様な意見を把握して議会独自の政策提言や政策立案に取り組む事により、民意の市政への反映を図ることとし、次に掲げる所掌事務を行う。

- (1) 議会広報紙の編集、印刷及び配布に関すること。
- (2) 市民意見交換会の開催に必要な企画及び調整に関すること。
- (3) 広報広聴活動により明らかになった政策課題の整理並びに当該政策課題の常任委員会及び特別委員会等への振分けに関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、議会の広報及び広聴に関すること。

(定数)

第3条 委員会の委員定数は、8人とする。

- 2 委員は、議長を兼務することはできない。

(委員の選任、任期)

第4条 委員は、副議長のほか、次に定めるとおりとし、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中における委員の選任は、議長の指名による。

- (1) 議会運営委員会 1名
- (2) 常任委員会 各2名

- 2 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 議員の任期中、広報広聴活動の重要性を理解するため、一度は委員となるよう努めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(準用)

第6条 委員会の運営については、高山市議会委員会条例（昭和42年高山市条例第17号）第8条から第11条まで、第13条から第15条まで、第17条及び第18条の規定を準用する。

(その他)

第7条 この規程の改廃は、議会運営委員会において決定する。また、この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年5月11日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行後最初に指名された委員の任期は、第4条第2項本文の規定にかかわらず、平成23年4月30日までとする。

附 則

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月11日から施行する。